

(多床室 ショートステイ)

保険適用利用料

1日あたりの利用料	料金	自己負担金(1割負担の場合)
要介護1	6,030	603
要介護2	6,720	672
要介護3	7,450	745
要介護4	8,060	806
要介護5	8,740	874
サービス提供体制加算(Ⅲ)	60	6
送迎加算	1,840	184
夜勤職員配置加算	130	13
短期生活長期利用者提供減算	30	3
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき 所定単位×136/1000	

介護予防

1日あたりの利用料	料金	自己負担金(1割負担の場合)
要支援1	4,510	541
要支援2	561	56.1
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60	6
送迎加算	1,840	184
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき 所定単位×136/1000	

保険外利用料

食事の提供に要する費用				
通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日	1日	1日	1日	1日
1,445	300	600	1,000	1,300
※ 食事の内訳 朝食 295 昼食 630 夕食 520				
居住に要する費用				
通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	
1日	1日	1日	1日	
915	0	430	430	

その他の利用料

- 喫茶費用 100 1回
 利用回数に応じて徴収いたします。
 ※その他 理美容代、お菓子代、病院代、写真代等は実費です。

○ 利用者負担段階について

所得の低い方	第1段階	・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
	第2段階	・ 預貯金等単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間80万円以下の方
	第3段階①	・ 預貯金等単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間80万円以上120万円以下の方
	第3段階②	・ 預貯金等単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間120万円以上の方
	第4段階	・ 上記以外の方

※ 1～3段階の方は、原則負担段階非課税世帯の方が対象となります。